



2015年8月31日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

第176期有価証券報告書(自2014年4月1日至2015年3月31日)の提出期限延長(再延長)に関する承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長(再延長)に関する承認申請書の提出を行いましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

当社は、本年5月29日付で関東財務局長から承認を受けた延長後の有価証券報告書の提出期限である8月31日に過年度修正及び2014年度決算の公表をするべく、これまで全力を挙げて努力してまいりましたが、下記の理由により、提出期限の再延長が必要となりました。

再度このような事態になり、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をお掛けいたしますこと改めて深くお詫び申し上げます。当社は、改めて、再延長申請が承認された場合の提出期限である9月7日の有価証券報告書及び訂正報告書の提出に向け全力を尽くしてまいり所存でございます。何卒ご理解、ご容赦いただき、引き続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第176期有価証券報告書(自2014年4月1日至2015年3月31日)

2. 延長前の提出期限

2015年8月31日

※本来の法定期限は、2015年6月30日でしたが、同年5月29日付で関東財務局長から提出期限延長の承認を受け、同年8月31日まで延長されていたものです。

3. 延長が承認された場合の提出期限

2015年9月7日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2015年5月29日付で関東財務局長から第176期有価証券報告書（自2014年4月1日至2015年3月31日）の提出期限を同年8月31日とする旨の承認をいただきました。

その後、当社は、第三者委員会から2015年7月20日に調査報告書を受領し、ただちに当社において必要となる過年度の有価証券報告書等の訂正作業並びに第176期有価証券報告書の作成作業を進めるとともに、並行して独立監査人に監査手続を実施いただいております。

このような中で、過年度決算の修正の概要及び2014年度の業績予想について、連結税引前損益まで公表可能な状態になったと当社として判断し、2015年8月18日に公表いたし、その後、税金費用の計算、連結財務諸表等の作成を行い、本日、訂正した過年度の有価証券報告書等及び第176期有価証券報告書を提出する予定でした。しかしながら、その後、複数の国内・海外子会社において会計処理の適切性について調査が必要となる事象が新たに発生し、事実関係や発生原因について当社又は子会社の経営監査部による特別監査の実施が必要となったこと、固定資産減損額に伴う費用の計算に修正を要する誤りが発見されたこと、米国子会社における工事進行基準案件で引当金の計上時期の不適切性が認識されたこと、米国子会社に対して同社の監査人による監査が長期化したこと等の理由により、連結税引前損益の再計算が必要となり、その確定が8月27日まで遅延し、税金費用の計算等、連結財務諸表等の確定が予定より遅れることとなりました。このような事情により、当社として連結計算書類、計算書類及びその附属明細書を完成して独立監査人に提出したのが、8月30日となりました。また、訂正した過年度の有価証券報告書等及び第176期有価証券報告書については現在作成中です。独立監査人からは、監査完了までに7日程度を要するものと見込まれる旨の連絡をいただいております。

以上の事情から、誠に遺憾ながら、当社は第176期有価証券報告書について、提出期限の延長（再延長）の申請を行うことといたしました。

以上